

【諮問第65号】

7川個審第7号
平成7年10月30日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市個人情報保護審査会
会 長 兼 子 仁

個人情報閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成7年2月20日付け6川総人第358号をもって川崎市長から諮問のありました不服申立人の個人情報閲覧等請求にかかる不服申立ての審査について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

不服申立人の閲覧請求に係る個人情報の記録は開示ずみのもののほかには存在しないものと認められるので、実施機関である川崎市長（以下「実施機関」という。）がなした処分は妥当である。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

(1) 不服申立人は、平成7年1月11日、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）17条の規定に基づき「

課の不正行為等については是正をしている 職員
について調査した報告書」の閲覧請求をした。

(2) 実施機関は、前項の請求を受理したのち、請求文書を特定するため不服申立人に照会した結果、不服申立人が請求している文書は、川崎市議会第1委員会における陳情 号（「

」に関する陳情）審査の答弁をするにあたって総務局人事部が
関係者から事情聴取等により不服申立人に関して調査した事実を記録した文書であることが確認されたので、平成7年1月25日、当該請求に関連する文書として「陳情項目について」と題する文書を開示した。

(3) 不服申立人は、同年2月9日、条例22条1項の規定に基づき上記開示された文書のみでは請求に十分対応していないとして不服申立てを行った。[当審査会諮問65号事件]

(4) 当審査会は実施機関から平成7年3月20日付け承諾処分に係る理由説明書及び関係資料の、不服申立人から同年4月25日付け意見書及び関係資料の提出を受け、さらに同年6月10日不服申立人から口頭による意見を聴き、同年9月9日実施機関から事情聴取を行った。

3 審査会の判断

(1) 不服申立人は川崎市議会に対し、平成 年 月 日付けで「
に関する陳情」を行い、同陳情は陳情第 号として平成 年 月 日
川崎市議会第1委員会において審議され、当時の総務局人事部人事課長が説明員として答弁を行った。

(2) 実施機関は不服申立人による上記陳情が受理されたことを受けて、 関係者から陳情に記載されている事実の有無等について事情聴取を行い、その際の説明資料として「陳情項目について」と題する文書（本件閲覧等請求で開示ずみのもの）の提出を受けたが、陳情に記載されている事実は存在しなかったため、総務局人事部としては答弁のための調査・報告に関する文書は一切作成しなかった。もし、そのような文書が作成されていれば不服申立人に関する事項もそこに記載

されるところと思われるが、同文書は作成されなかったのであるから、すでに開示済みのものを除いて不服申立人が請求する「報告書」に該当する文書は存在しない、と主張する。

(3) これに対し不服申立人は、実施機関は行政組織である以上、開示された「陳情項目について」と題する文書は単に参考資料にすぎず、それ以上に人事課が独自に作成した報告書が存在する筈であると主張する。

(4) 当審査会が実施機関に対し行った調査によれば、総務局人事部人事課が答弁のために、不服申立人に関する事項に限らず、その他の事項についてもその調査した事項を文書に記録し、それを管理していたことをうかがわせる状況は認められなかった。

したがって、不服申立人が請求する文書はすでに開示済みのものを除いては存在しないものと判断する。